

# 第4回 定例回 日本共産党多賀城市議団の一般質問と回答(要旨)

## 柳原 きよし市議 総括

### 1、環境整備について

(1) 浮島一丁目の団地内には、大雨の時市道が冠水し通行不能になる場所がある。路面のかさ上げ、側溝の拡幅など対策を講じられたい。

**市長** 東北本線南側の排水路整備が27年度に完了するので冠水被害が減少すると考えています。なお今月側溝清掃を行いました。

(2) 市内には、蓋のない側溝や、歩道のない市道が多く見受けられる。市道の維持管理の予算を増額し整備を促進する必要があると思うかがか。

**市長** 財源が限られているので、画的に側溝整備を進めているところです。

(3) 高橋公園暫定遊木地は、現在残土で埋め立てを進めているが、

表面を整地しグラウンドゴルフが出来るように整備してはかがか。

**市長** 表面を整備すべく良好な残土を探しているところです。

### 2、保育・教育施設整備予算について

(1) 子ども子育て支援新制度では、学童保育の対象が小学3年から6年まで拡大され、施設整備が求められている。国の施策により、緊急整備が求められているのであるから、補助率の増額を国に求めるべきではないか。また、私立幼稚園が新制度の施設型へ移行した場合、市の負担が劇的に増える。市町村の負担が増えないように、市長会、町村会一丸となって国、県に求めるべきではないか。

**市長** 現在は学童保育の施設整備費の半分ほどしか補助されませんので市長会で積極的に要望してまいります。



## 戸津川 はるみ市議 一問一答

### 1、教育委員会制度改革について

2015年4月1日より施行される「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」に関し、以下4点について、市長及び教育長の所見を問う。

(1) 現行制度の基本理念である①地方分権②一般行政からの独立③住民意志の反映の3点は、改正後も堅持されますか。

**教育長** 今後も堅持されると考える。

(2) 改正後に策定が義務づけられた「大綱」どう策定されるか。策定権限を持つ市長による教育への介入・支配は許されますか。

**教育長** 大綱はあらかじめ長と教育委員会が協議調整し策定するもので、長が策定を介して介入することはありません。

(3) 新教育長は、教育委員会の意思に反した事務執行を行えるか。

**教育長** 教育長は教育委員会の代表であり意に反した事務執行は行えません。

(4) 教育委員会改革には、どのような活動が望ましいと考えるか。

**教育長** 教育に関する学識経験を有するものの知見の活用や地域住

民への説明責任を果たすため、多くの市民の教育委員会の傍聴など、教育委員会議の透明性を図ってまいります。

### 3、原発問題と広報多賀城について

(1) 空間放射線量は場所ごとに、持ちこみ、並びに給食食材検査結果は数値による具体的な広報をすべきと考えますが、いかがですか。

**市長** 市内で基準値を超えている所はありませんのでこれまでどおり基準値以内とし現在の方法で公表してまいります。

(2) これら検査活動は今後も継続するとともに、より効果的な方法の改善も求められると思いますが、いかがですか。

**市長** 環境省、文科省、原子力開発機構のガイドラインに沿って1mと50cmで測定をしております。

(3) これらの費用は、東京電力に求めるべきと考えますが、いかがですか。

**市長** 国県の補助により実施していますので継続してまいります。



## 佐藤 恵子市議 総括

### 1、仙塩流域下水道の汚水噴出対策について

台風19号の時、仙塩流域下水道の汚水噴出が市内各所でおきた。

付近住民から改善を求められており、汚水噴出の原因を究明し、対策を講じるよう、県等、関係機関にはたつきかけられたい。

**市長** 下流域の本市のみが迷惑をこうむることは許されないため、県に対し定期的な要望、仙南流域下水道連絡会議で早急に対策を講じるよう強く求めていく。

### 2、災害公営住宅の環境整備について

桜木の災害公営住宅(市営住宅)が完成し、入居者からATMや郵便ポストの設置を求める声がある。これからできる災害公営住宅(市営住宅)も含め、必要な住宅にはこれらの設備を配置されたい。

**市長** ATMは人が多く集まる場所に金融機関の判断で設置するもので居住者のみの利用は難しいが金融機関に相談してみたい。郵便ポストも同様に日本郵便で設置を判断するもので設置は難しい。



## 藤原 益栄市議 一問一答

### 1、駅北ビルおよび図書館の問題について

(1) 駅北ビル開発(株)が入札を執行したのは10月24日とのことだが①市として入札の承諾を与えた日②教育委員会として、市長部局に最終図面で承諾の旨を伝えた日はそれぞれいつか

**市長** 関係者と合意形成を図った上で入札を行った。

**教育長** 9月22日に建設部よりA棟の最終確認設計図をもらったが、書架等のレイアウトが記入されていなかったため、5月に提供された図面を使用して10月中旬に図書館協議会、社会教育委員会議、教育委員会議の了解をえた。

(2) 独立した合議機関である教育委員会が、最終図面を確認する前に入札を許可したのは、同委員会を軽視するものとするが、総合調整機能をもつ市長に問う。

**市長** 建物の平面プランについて関係者と話し合い協議をへて意見を伺ってきたので教育委員会を軽視するものではない。

(3) 独立した合議機関である教育委員会が、最終図面を確認する前に、市教委事務局が市長部局に市長部局に図面承諾の旨伝えたのは、事務局の独断専行と考えるが、教育長の見解を問う。

**教育長** A棟は再開発事業の一環であり単独事業と異なり、そのつど説明し理解を頂いてきた。図書館協議会、社会教育委員会議、教育委員会議に説明し議決をいただき必要な手続きをふんでいる。

(4) 議会として、設計上、様々な問題を提起してきたが、議会への説明を待たずに入札したのは議会軽視である。市長、教育長の見解を問う。

**市長** 東日本大震災特別委員会でそのつど説明してきている。知事の認可後に入札を行い不調になれば工事の遅延をまねき事業者の撤退を招く恐れがあったためである。

**教育長** 再開発事業全体の流れをふまえ特別委員会をはじめとし議会に最新の情報を提供してきた。提案は真摯にうけとめ改善に努めてきた。

**藤原** いつ駅北ビル開発に入札の許可を出したのか、言えないのはおかしい。

**市長** 10月1日に駅北ビル開発に伝えた。

**藤原** 教育委員会はそれまでに返事をしているのか。

**教育長** その通り。

**藤原** いつの教育委員会で決めたのか。

**教育長** そのための議決をもらってはいないが、理解は頂いている。

**藤原** 最終図面で教育委員会に諮ったのはいつか。

**教育長** 11月19日です。

**藤原** 独立した合議機関である教育委員会の了解を得ずに市長部局に許可を与える権限を教育長は与えられているのか。

**教育長** 権限ではなくそのつど理解をいただいている。



(以下省略)